

市町村名【 寄居町 】

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国民健康保険（以下、国保）税の税率につきましては、国保を全被保険者で支えていくとの考えに立ち、どちらかに極端に偏ることなく応益割と応能割のバランスをとることに配慮し、設定しております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 国保は全被保険者で支えていくとの考えに立つこと、低所得者に対する国保税の負担軽減措置を実施していることから、子どもに係る均等割につきましては、現状では廃止を考慮しておりません。なお、令和4年4月から未就学児の均等割に限り5割の軽減を実施するため、国が法律の改正をしたところです。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国保事業は、特別会計として運用されていることから、一般会計からの繰入金につきましては、一般納税者との公平性の観点等から、厳正に行われるべきものと考えております。また、国保財政の健全化を図るため、早期に赤字を解消する必要があることは、市町村の共通認識であります。そのため、法定外繰入を措置している市町村につきましては、赤字削減・解消計画を策定し、計画的な法定外繰入の削減に取り組んでいるところでございます。さらに、国保法の一部改正により、国保運営の共通指針である「都道府県国保運営方針」に赤字削減に向けた具体的な取り組み目標を明記することが定められました。このような状況にありますことから、一般会計からの法定外繰入の増額は考えておりません。なお、赤字削減・解消計画につきましては、国保税の激変が生じることのないよう、毎年度財務状況を分析し進めてまいりたいと考えております。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830

世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】 低所得世帯に対しては国保税の軽減措置を行っており、天災等につきましても減免制度を設けていることから、現状では考えておりません。

② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】 令和 3 年度におきましても、国や県の基準に準じて新型コロナウイルス感染の影響による国保税の減免を実施し、町広報誌等への掲載や、納税通知書にチラシを同封するなど周知に努めてまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】 一部負担金の減免につきましては、国の認定基準に準じて運用してまいりたいと考えており、新たな条例を設けることは考えておりません。また、町独自の認定基準は設けておりません。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 申請様式を変更することは考えておりません。制度につきましては、町広報誌等を活用し周知してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 一部負担金の減免申請につきましては、町規則により申請書を町長に提出しなければならないと規定しております。このことから、申請手続きの窓口を保険医療機関とすることは考えておりません。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】 国保税の滞納につきましては、滞納者への納税相談や納付指導などにより、自主納

付を促すことが基本であると考えております。しかし、税負担の公平性を確保するという観点から、滞納者の担税力を確認したうえで、法令等の規定に基づく処分に至る場合もあります。また、相談・指導を行う中で必要と思われた場合には、資格担当部門との連携や福祉部門への案内も行っております。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】 滞納整理・処分につきましては、法令等の規定に基づき適正に対応しております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等に充てられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 国保税の滞納につきましては、滞納者への納税相談や納付指導などにより、自主納付を促すことが基本であると考えております。しかし、税負担の公平性を確保するという観点から、滞納者の担税力を確認したうえで、売掛金につきましても法令等の規定に基づき適正に対応しております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 国保税の滞納につきましては、滞納者への納税相談や納付指導などにより、自主納付を促すことが基本であると考えております。しかし、税負担の公平性を確保するという観点から、滞納者の担税力等当事者の生活実態を考慮したうえで、法令等の規定に基づき適正に対応してまいります。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があつたとをたちませぬ。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 資格証明書及び短期被保険者証の発行につきましては、加入者間の負担の公平性を鑑み、納付状況等から町の基準に基づき、窓口交付を原則としております。なお、短期資格者証該当世帯であっても、18 歳までの未就学及び就学中の被保険者に係る被保険者証につきましては、すべて郵送しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 資格証明書及び短期被保険者証の窓口交付は、加入者間の負担の公平を図るとともに、国保税の収納を確保するための一つの手段として、納税者と接することで生活状況の把握、納税相談や納税指導等の機会を設け、国保税の適正な収納に役立てることを目的としております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 資格証明書の適用にあたっては、事前に生活状況調査を行い、該当者には弁明の機会を設けるなどの適正な手続きを経たうえで実施しております。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】 国保制度は、様々な就業形態の被保険者が加入しておりますことから、傷病手当金につきましては、保険者が財政運営上余裕のある場合など自主的に条例等を制定して行うことができる「任意給付」とされており、これまで全国の市長村保険者も、給付規定を設けているところはありませんでした。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、被用者である国保被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合（疑われる場合を含む）に休みやすい環境を整備する必要があるとの観点から、国が緊急的かつ特例的な措置として、当該給付に要した費用について財政支援を行うこととされました。これにより、国から全国の市町村保険者に対して給付規定を設けるよう要請が発出されたことを受けまして、当町も条例改正により特例的に給付することのできる規定の整備を行いました。なお、国の財政支援の枠を超えた基準を設けることは、市町村判断に委ねられておりますが、町の国保財政が厳しい状況にある中で、国の枠を超えた独自基準を設けることは考えておりません。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 個人事業主等には別の支援制度がございますので、そちらを案内しております。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 町国保運営協議会委員は、保健医療代表、公益代表、被保険者代表で構成されております。このうち、保健医療代表及び公益代表は、関係団体からの推薦により選出されております。被保険者代表につきましては、既に住民からの公募を実施しております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 現状では、公開会議にすることは考えておりません。運営協議会議事録につきましては、情報公開制度に則って公開が可能です。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 特定健康診査（以下、特定健診）につきましても、本人負担はございません。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 特定健診実施時に各種がん検診（肺、胃、大腸、前立腺）を同時実施しております。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】 特定健診対象者に対しては、健診開始1カ月前に受診案内を送付するとともに、町広報誌にお知らせを掲載しております。また、実施期間の中間時点までに未受診の方に向けては、受診勧奨ハガキの送付に加え、電話勧奨も実施しております。さらに、若年層の受診率向上のため、40歳代の未受診者につきましても、特別勧奨を実施しております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 個人情報の保護及び管理につきましては、条例に基づき、個人情報が記載される書類等をすべて施錠できるキャビネット等において、厳重かつ適正に管理しております。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 今般の法改正は、少子高齢化の進展と団塊の世代が75歳以上に移行していく令和4年度以降において、後期高齢者医療費の増加が予測される中、社会保障制度を持続可能なものとするのが背景にあります。そのため、少しでも多くの人に支える側として活躍していただき、能力に応じた負担をしてもらうことや、現役世代の負担上昇を抑えながら、すべての世代が安心できる社会保障制度を構築するというものであります。国においても十分に議論されたうえでの法改正であるということから、重く受け止めなければならないと考えております。町といたしましては、県後期高齢者医療広域連合を支える一保険者として被保険者のご理解をいただきながら、円滑な制度運営をしていくという立場にありますことから、窓口負担が2割となる被保険者に対して丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 地域の健康課題につきましては、診療情報や健康診査結果、介護認定の情報などが集約された「国保データベース」を活用し把握に努めております。また、重症化を防止する

ための継続治療の必要性につきましては、健康診査実施案内にリーフレットを同封することや、健康診査結果相談会での保健指導などで案内しております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 健康の保持・増進に係る各種事業につきましては、リーフレットや町広報誌を活用して啓発を行うとともに、引き続き国保の保健事業と連携し、事業の充実が図られるよう努めてまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 町が行う後期高齢者健康診査、がん検診、歯科検診はいずれも無料で受診できます。人間ドック検診につきましては、無料ではありませんが、平成27年度から助成額を増額し自己負担額は大幅に減少しております。また、脳ドックへの助成も行っております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】 町としましては申し入れを考えておりません。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 町としましては実施を考えておりません。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】 新型コロナウイルス感染症対策の所管課として令和3年度から健康づくり課を新設し、人員増加等の体制強化を行いました。また、新型コロナワクチンの集団接種につきましては、全庁的な協力体制を構築し、対応しております。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】 町としましては実施を考えておりません。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】 町としましては実施を考えておりません。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】 地元医師会等の協力を得ながら、ワクチン接種を実施しております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば 2021 年度の介護保険料の改定で、据え置きが 12 自治体、引き上げは 44 自治体(平均年額 5,255 円増)がありましたが、7 市町村では平均年額 1823 円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】 介護保険料の改定につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度までに発生する介護給付費及び介護報酬の増額改定等による費用の増加に対応するため、介護保険料基準額の年額を、第 7 期計画基準額より 3,600 円引き上げ、69,600 円といたしました。これまでも介護予防事業を実施するなど介護保険料の増加抑制に努めてまいりましたが、要介護認定者はこれからも全国的に増加傾向にあり、介護給付費の増加が見込まれます。今後につきましては、引き続き高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした介護予防事業を実施するなど介護給付費の増加を抑制し、住民負担の軽減に努めてまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。

【回答】 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減少等による令和 2 年度介護保険料減免の実施状況につきましては、大里広域管内全体で 39 名、合計 2,652,600 円の減免を実施いたしました。なお、令和 3 年度の実施につきましては、現在検討を進めております。

〔内訳〕 熊谷：20名 1,475,900 円
深谷：9名 640,600 円
寄居：10名 536,100 円

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なって

ください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】 保険料の減免につきましては、震災、風水害等による災害に係る減免のほか、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免を実施しました。迅速に対応できるよう、引き続き国や県の動向を踏まえ、大里広域市町村圏組合と協議してまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】 介護サービスにつきましては、要介護度ごとに利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられております。支給限度額を超過した額につきましては、町独自の助成制度はありませんが、今後国や県の動向を踏まえ、大里広域市町村圏組合と協議してまいります。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】 介護保険制度を維持し、その公平性を確保するため、一定以上の所得のある方につきましては、2割もしくは3割の負担をいただくこととなっております。なお、利用者負担が高額となった場合の負担軽減を図るため、「高額介護サービス費」や「高額医療・高額介護合算制度」において、自己負担の限度額を設けております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とまらない助成制度を設けてください。

【回答】 現時点で助成制度の考えはございませんが、国や県、近隣市町村の動向を注視してまいります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】 介護事業所の経営状況につきましては、町での実態把握は困難であると考えております。現在、町独自の財政支援の予定はございませんが、国や県の動向を注視し、大里広域市町村圏組合と協議してまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】 介護事業所への衛生材料の提供につきましては、既に国や県と連携し、マスク・消毒用アルコール・手袋の配布を複数回実施しております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】 町内の施設入所者につきましては、既に希望者へのワクチン接種が済んでおります。また、在宅の高齢者につきましても、順調にワクチン接種が進んでおります。PCR検査につきましては、現時点で実施を考えておりません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】 特別養護老人ホームにつきましては、現在大里広域市町村圏内に28カ所(定員2,151人)、うち町内に2カ所(定員149人)が整備されております。また、小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、大里広域市町村圏内に12事業所、うち町内に1事業所整備されております。今後も安定的なサービスの提供が図れるよう、大里広域市町村圏組合や関係機関と連携してまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】 地域包括支援センターにつきましては、委託する業務内容や人員配置等の見直しを検討してまいります。また、地域で暮らす高齢者が、今後も住み慣れた場所で安心して暮らしていけるよう、大里広域市町村圏組合や深谷市、熊谷市、地域包括支援センターとの連携を強化し「地域包括ケアシステム」の構築に向け、取り組んでまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】 障害福祉事業所への衛生材料の提供につきましては、既に国や県と連携し、マスク・消毒用アルコールの配布を複数回実施しております。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】 町としましては実施を考えておりません。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】 障害者施設の雇用につきましては、相談が町へ挙がってきておりませんので、現時点で支援は考えておりません。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】 接種者の希望に応じ、集団接種と医療機関による個別接種を選ぶことができます。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】 町障害者計画・障害福祉計画に基づき、現在整備に向け、取り組んでおります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】 町障害者計画・障害福祉計画に基づき、必要に応じた予算措置を検討してまいります。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 当事者及び関係機関との連携は必要不可欠であるため、取り組みの中でご意見を伺う場を設け、事業を実施したいと考えております。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要とご思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】 町内には、入所施設が2カ所（障害者・障害児）、グループホームが5カ所ございます。施設の開設につきましては事業所が行うことから、利用ニーズを各事業所へ伝えてまいります。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 町及び町社会福祉協議会では、町共助のまちづくりネットワーク会議を設置し、見守りネットワークの強化を図っております。今後も引き続き、町計画等に基づき、障害者や高齢者、家族等の包括的な支援に向けた相談窓口体制の強化に努めてまいります。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】 現在、土日等帰省している利用者はおりません。帰省する場合は、相談支援専門員等の報告により把握することとなりますが、必要に応じて在宅でのサービスも検討してまいります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき対応してまいります。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 平成24年10月診療分から、町内医療機関での現物給付を実施しておりますが、地域拡大につきましては、引き続き研究してまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】 精神障害者に対する助成につきましても、前述の県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき対応してまいります。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】 利用者が必要な支援を受けられるよう、各分野の関係機関や相談支援事業所と連携を行い、適切な福祉サービスの提供に努めてまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】 生活サポート事業につきましては実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】 30分当たり225円です。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 県の動向等を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 利用者負担分に対する町単独の上乗せ補助は既に実施しております。補助の増額は現在考えておりませんが、県への要望は必要に応じ行ってまいります。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 利用者負担分に対する町単独の上乗せ補助は既に実施しております。補助の増額は現在考えておりませんが、県への要望は必要に応じ行ってまいります。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】 県内の交付枚数状況ですが、36枚交付をしている市町村が最も多いことから、増やすことは考えておりません。また、100円券につきましても、現在考えておりません。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 福祉タクシー制度の対象者は、1～3級の身体障害者手帳所有者及び㊤、Aの療育手帳所有者です。自動車燃料費補助の対象者は、身体障害者手帳の障害程度2級以上の下肢又は体幹機能障害の方で、自己所有の自動車（二輪車を除く）を自ら運転される方としております。どちらの制度も所得制度や年齢制限はございません。なお、対象者の拡大につきましては、現在考えておりません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 県への要望は、必要に応じ行ってまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 要介護度1～5の方、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳㊤・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方・75歳以上の一人暮らしの方、75歳以上のみで構成されている世帯の方、その他日中75歳以上のみの方、夜間75歳以上のみの方、日中75歳以上の単身の方、夜間75歳以上の単身の方を対象としておりますが、現段階で名簿の枠を拡大する予定はございません。また、名簿登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーにつきましては、自治防災課及び福祉課で連携し、確認してまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 町内5カ所の福祉避難所の収容人数等の条件を踏まえ、災害の種類に応じた災害弱者への対応を研究してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 避難所以外で避難生活をしている方につきましては、避難先の最寄りの避難所の受付簿で状況を確認するとともに、自主防災組織と連携し、救援物資を配付する対応を考えております。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 現段階では消防機関、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等に提供しております。民間団体への名簿の開示につきましては、国や県の動向を注視してまいります。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 自然災害への対策は自治防災課、感染症への対策は対応を強化するために令和3年度に新設しました健康づくり課が行いますが、同時発生した場合に備えて両課で緊密に連携を取るとともに、発生時には対策本部を立ち上げ、関係機関とも連携しながら町全体で対応してまいります。また、保健所の設置及び機能につきましては、地域保健法で既に明確になっており、町との必要な連携も取れているものと考えております。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】 現在、障害福祉関連事業につきましては、変更の予定はございませんが、今後につきましても、国や県の動向を見ながら、必要な支援策を行ってまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 私的理由により希望保育所に入所できなかった児童は3人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 現在、待機児童はおりませんが、年齢別の受け入れ児童総数は把握しておりません。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 現在、待機児童はおりませんが、公立保育所につきましては、保育需要に対応できるよう統合や民営化を実施いたしました。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 現在、町内にある民間保育園に対し、国や県の補助金のほか、障害児支援のための町単独補助金を交付しております。引き続き、必要な支援が受けられる体制の整備に努めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 現在、当町には該当となる施設はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】 国の定めた保育士の配置基準に基づき、感染防止対策を講ずるなど安全・安心な保育の実施に取り組んでまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 現在、町の単独事業として、町内にある民間保育園に対し、職員一人当たり月額12,000円の補助金を交付しております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 給食食材料費（副食費）の実費徴収につきましては、国の制度に基づく負担軽減に加え、町独自の第3子以降の副食費の無償化を実施し、子育て世帯の負担軽減を図っております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 今後も指導監督に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育格差が生じないように、今後においても適切な保育の実施に努めてまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 現在、待機児童はおりませんが、今後も待機児童が生じないように努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町（63市町村中65.1%）、「キャリアアップ事業」で32市町（同50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 現在、当町では放課後児童支援員の処遇改善のため、両事業を実施しております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 県の放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定に基づき、対応しております。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】平成27年12月から対象を「18歳年度末」まで拡充しており、今後につきましても継続することを考えております。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】要請は考えておりませんが、引き続き、国や県の動向を注視してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】県が作成した「保護のしおり」を福祉課カウンターに配架し、町公式ホームページにも生活保護制度のご案内を掲載しております。なお、生活困窮者等の支援につきましては、町社会福祉協議会・アスポート相談支援センターとの連携のうえ面談等を実施し、制度について説明を行っております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】生活保護の実施機関は県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、県へお願いいたします。

3. **決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**
福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。
【回答】 生活保護の実施機関は県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、県へお願いいたします。
4. **ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。**
生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。
また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。
【回答】 生活保護の実施機関は県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、県へお願いいたします。
5. **無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。**
コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。
【回答】 生活保護の実施機関は県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、県へお願いいたします。
6. **生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。**
【回答】 当町では、町社会福祉協議会やアスポート相談支援センターなどの関係機関と連携のうえ、生活困窮者自立支援制度町村別連絡会議を活用するなど、生活困窮者支援を図ってまいります。

以上